令和5年度 第11回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和5年12月15日(金) 午後2時00分から午後4時30分まで

2 場 所

千葉県自治会館9階大会議室

3 出席者

委員: 菊地委員長、齋藤副委員長

井上委員、中井委員、近藤委員、高橋委員、八田委員、酒井委員、

本間委員(9名)

事務局:環境生活部 江利角次長、熱田環境対策監

環境政策課 青柳課長、田中副課長、髙橋班長、鮫島副主幹、

石橋主查、岩城副主查

傍聴人: 0名

4 議 題

- (1)(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方 法書について(答申案審議)
- (2)(仮称)銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書について(答申案審議)
- (3) その他

5 結果概要

(1)(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方 法書について(答申案審議)

事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。

(2)(仮称)銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書について(答申案審議)

事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。

(3) その他

特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

「資料]

- 資料 1 1 (仮称)株式会社 T & H エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料1-2 (仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書に対する意見(論点整理)【新旧対照表】
- 資料1-3 (仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書に対する意見(答申案)
- 参考1-1 市長意見の提出状況((仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書)
- 参考1-2 (仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料2-1 (仮称)銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2-2 (仮称)銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に 対する意見(論点整理)【新旧対照表】
- 資料2-3 (仮称)銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に 対する意見(答申案)
- 参考 2 1 市長意見の提出状況((仮称) 銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書)
- 参考2-2 (仮称) 銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

別紙 審議等の詳細

議題:(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書に ついて(答申案審議)

○事務局より資料1-1から資料1-3について説明

(委員)

資料1-3答申案(2)水質について、「湧出水の発生が考えられる」は、事業区域の地域特性上、湧出水の発生が懸念されるという意図が含まれるもので、事業区域は村田川の下流に位置し、その周辺区域では地下水の自噴が確認されることもある。そういった地域特性を踏まえた意見と捉えてよいか。

(事務局)

お見込みのとおり。

(委員)

水質に関連して、千葉市長及び市原市長の意見の中で施設の稼働に伴う排水についての 意見が述べられている。ピット排水はクローズド方式とする計画に対し、両市ともに漏洩 等に対する懸念を示しているが、これについて何か具体的な対策を指示するような意見を する必要はあるか。

(事務局)

両市の意見を踏まえた意見については資料1-2で論点に挙げ、指導事項として整理しており、その内容としては、ピット排水に係る水収支を具体的に図示し、クローズド方式であることを明確にすることとしている。環境アセスでは施設の通常の稼働時における環境影響について意見することを基本としており、事故や災害等の異常時における環境影響までを考慮した意見は原則行っていない。

承知した。もう一点、市原市長の意見で海洋生物に対する影響を懸念する意見が述べられている。具体的には、工事で発生するアルカリ排水に対する懸念であるが、これに対応する意見の必要性はどうか。

(事務局)

建設工事において、コンクリート打設時等にアルカリ排水が発生することは一般的に想定されることであり、本事業でもアルカリ排水の発生を想定して濁水対策とともにpH 調整を行うこととされている。臨海部におけるアセス対象事業の実施は過去に多数あるが、(直近では日曹金属化学株式会社:市原市内)これまで建設工事に伴うアルカリ排水による海洋生物への影響について項目選定を意見したきた経緯はなく、他の事案と比較して本事業に対して項目選定を意見する特段の理由はないと考える。

(委員)

承知した。

(委員)

施設の稼働に係る排水について、フロー図が方法書2-23ページで示されているが、 各工程における水の使用量及び排水量が示されていないことが千葉市及び市原市の懸念に つながっていると考えられる。

(事務局)

ご指摘のとおり。このことについて答申ではないが、指導事項として水収支を具体的に 図示し、クローズド方式であることを明確にすることをしっかりと指導させていただく。

(委員)

排水についてさらに、焼却施設の冷却水の排水温度が示されておらず、温排水による影響が懸念される。その辺についても千葉市及び市原市の意見につながっているのではないか。

排水について確かに情報量が少ないと感じられる。排水フローの明確化については、答申事項ではなく指導事項として整理されているが、準備書で明確化されるよう、しっかり 指導していただきたい。

(事務局)

委員のご指摘に対しての補足であるが、場外への放流は浄化槽排水と雨水のみとされているので、温排水の影響はないものと考えられる。しかしながら、ご指摘のとおり、排水フローが明確ではないことに懸念が生じる原因があると考えられるので、文書指導に併せ、指導の意図や詳細な修正点を口頭で補足して指導する。

(委員)

資料1-3答申案(1)大気質アについて、「取り扱う産業廃棄物の種類が多様であり、 混合割合によって排出ガス量に変動が生じることを考慮し」という表現が用いられている が、排出ガス量は含まれる物質の組成によって変化するもので、二酸化窒素などガス組成 (濃度)も変動する。この表現だとその影響について言及されないことに疑義が生じてし まう。また、これにより「取り扱う産業廃棄物の種類が多様であり、混合割合によって」 から「煙突高さ」の議論に直接つながらない。有効煙突高さの変動による影響を指摘する 趣旨であるならば、そのことが分るような表現が望ましい。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、例えば「施設の稼働に係る長期平均濃度予測について、排出ガス量が 最大時の排出諸元を煙源条件に用いるとされているが、排出ガス量に変動が生じることを 考慮し、有効煙突高さが低くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。」というような表 現ではいかがか。

(委員)

過去、他事案において同様の意見を付したことはあるか。

(事務局)

過去にも同様の意見を付した事例がある。本意見は、当該意見を基に作成した文章である。

(委員)

過去事例ではどのような表現であったか。

(事務局)

事例としては、第2期君津地域広域廃棄物処理事業の方法書で、内容としては「施設の稼働に係る長期平均濃度予測について、煙源条件として平均的なごみ質(基準ごみ)の処理時における排出諸元を用いるとしているが、ごみ質や排出ガス量の変動等を考慮し、有効煙突高が高くなる場合及び低くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。」である。

(委員)

過去事例の表現の方が分りやすく感じるがどうか。

(事務局)

修文して後ほどお示しする。

(委員)

大気質に関連して、本事案に限らず焼却施設や火力発電所の建設に係る事案について、 本委員会では煙突高さの設計に関して度々議論される。このことについて他県での状況は どうか。

(事務局)

先月の委員会で議論となったことから、他県での状況を確認した。対象は全国47都道府県で廃棄物焼却炉施設又は火力発電所の建設事業に対して令和元年度以降に発出された知事意見で、件数としては廃棄物焼却施設が66件、発電所が11件の計77件である。

結果として、煙突高さの設計について意見しているのは、神奈川県の廃棄物焼却施設建 設事業に対する意見1件のみであった。なお、当該意見は、住民に対し煙突高さの設定根 拠を説明することをあらかじめ約束した上で事業が進められている経緯があり、これを踏まえたものである。

(委員)

大気質の専門ではないが、煙突高さの設計は大気汚染物質の拡散状況に関して重要な論 点と考えられるがどうか。

(委員)

立地環境により与える影響は異なるが、千葉県では対象施設から比較的近い範囲に住居等が存在する事例が多いように感じる。

(委員)

廃棄物焼却施設は、おそらく他県でも同じような立地環境にあると考えられるが、意見 されていないということは、着目するほど大きな影響はないということか。

(委員)

おそらく、これまでの事例を見ると煙突排出ガスが大気環境に与える影響というのは微少であることが多く、そういったことからあまり議論になっていないのではないか。個人的な意見ではあるが、煙突高さの設定根拠を含め、予測の過程を適切に示すことは重要であると考える。

(事務局)

煙突高さについては、大気汚染物質あるいは悪臭の拡散状況に影響するが、環境アセスでは準備書において設定された煙突高さにおける拡散状況が示され、その結果、煙突高さの設定の妥当性が明らかになるものと考える。煙突高さの設計そのものではなく、設定された煙突高さにおける予測結果が重要であり、その結果に応じて、対策の1つとして煙突高さの変更という観点が出てくるものと考えられる。

(委員)

環境アセスでは複数案による比較検討という考え方があり、これを踏まえ、複数案で煙

突高さを設定し、各々の予測結果を踏まえて煙突高さが設定されることがあるが、その結果を見ると、何れの高さにおいても予測結果に大差はなく、コスト面を考慮してより低い煙突高さが採用されている。なお、これについては、そもそも複数案で用いることとした煙突高さの設定自体に合理的な説明が欲しいところではあるが。

(委員)

委員の言うとおり、煙突高さによる影響について、計算すると大きな差がないことがあり、例えば80メートルから100メートルに変更したとしてもコストを掛けるほどの効果は得られず、個人的な見解としては、重要な議論とはならない。ただし、それは設定根拠や予測結果が適切に示されていることが前提にある。また、煙突排出ガスの影響は微小であったとしてもゼロではない限り、それらの算出結果がアセス図書に記録され、広く一般の目に触れられる状態にあることが重要である。これを踏まえ、煙突高さについて、100メートルにすべきなど具体的な高さではなく、設定根拠や予測結果などを適切に記載することについては、今後も必要に応じて言及していく必要があると考える。

(委員)

煙突高さについては、設定の過程や予測結果が適切に示され、1つ1つ図書に残ることが重要で、また、これらによる知見の積み重ねも非常に大切であることも踏まえ、千葉県ではこれまでどおり必要に応じて意見していくこととしたい。

(委員)

本事業は、廃棄物の溶融ではなく、ロータリーキルン・ストーカ炉方式による焼却であるが、廃棄物の再資源化という観点で何か意見する必要はあるか。

(事務局)

本計画施設に搬入される廃棄物の約7割が親会社である株式会社タケエイの破砕選別施設から排出される再資源化が困難な廃棄物とされており、廃棄物の再資源化については、 グループ全体の計画の中で破砕選別施設において徹底されるという認識である。

承知した。

(委員)

先ほどの資料1-3答申案(1)大気質アについて、事務局の修正案はどうか。

(事務局)

まず補足として、先ほどお示した過去事例については、排ガス量が最大時、最小時及び中間の3つの諸元が示されているうち、中間値を用いて予測するとされていたことに対して、最大時と最小値、すなわち有効煙突高さが高くなる場合と低くなる場合についても予測を行いなさいとするものであった。一方、本事案では排ガス量が最大時の諸元のみが示され、これを用いて予測するとしていることに対し、排出ガス量が最小で、有効煙突高さが低くなる場合についても予測しなさいという指摘を行うものである。

また、先ほど委員からご指摘があった排ガス組成(濃度)の観点について、事業者は安全側の観点から廃棄物の組成にかかわらず、自主基準値の上限を用いることとしているため、指摘では廃棄物の混合割合による排出ガス量の変動のみに着目している。

これらを踏まえて、修正案は次のとおり。

「施設の稼働に係る長期平均濃度予測について、煙源条件として排出ガス量が最大となる時の排出諸元を用いるとされているが、廃棄物の混合割合や排出ガス量の変動を考慮し、 有効煙突高さが低くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。」

(委員)

排出ガス量と有効煙突高さの関係、また、排出ガス量が小さい(有効煙突高さが低い) 場合の影響がこの文章だとわかりづらい。一義的に知事意見は事業者に向けて述べられる ものであるが、一方で広く一般に向けて公表されるという側面があることを踏まえると、 ある程度分かりやすい表現が望ましい。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、以下のとおり再度修文した。

「施設の稼働に係る長期平均濃度予測について、煙源条件として排出ガス量が最大とな

る排出諸元を用いるとされているが、排出ガス量は廃棄物の混合割合により変動することから、有効煙突高さが最も低くなり、最大着地濃度が最も高くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。」

排出ガス量の変動に着目していることを表現するため、「排ガス量は廃棄物の混合割合により変動することから」という表現に修正しており、また、排ガス量が小さい場合の影響について、「有効煙突高さが最も低くなり、最大着地濃度が最も高くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと」としている。

(委員)

有効煙突高さというのは排出ガス量と排ガス温度に左右されるもので、排出ガス量が大きいと高くなり、排出ガス量が小さいと低くなる。ここで、排ガス温度については施設の構造からある程度一定となると考えられまた、排ガス組成(濃度)については先ほど説明があったように自主基準値が予測に用いられることから、排ガス量の変動のみに着目している。

本意見の趣旨は、排出ガス量が大きい場合、有効煙突高さが高くなり、排ガスは遠距離まで拡散し、濃度は低くなる。一方、排出ガス量が小さい場合、有効煙突高さが低くなり、排ガスの影響は近距離で高濃度となるという懸念がある。この両方のパターンについて、事業者は前者のみを予測するとしているが、後者についても適切に予測しなさいというもの。

修正案では前半と後半で言葉の使い方が違うことから理解しづらい文章となっていると考えられる。例えば「煙源条件として排出ガス量が最大となる排出諸元、すなわち有効煙突高さが最も高くなる時に加えて、有効煙突高さが低くなる場合も予測を行うこと」という様に、前段でも有効煙突高さの文言を入れるとよいのではないか。

(事務局)

本指摘事項については、後日改めて整理して修正案をお示しする。

(委員)

承知した。

以上

議題:(仮称)銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書について(答申 案審議)

○事務局より資料2-1から参考2-2について説明。

(委員)

資料2-3の前文について伺いたいが、リプレース後の設備を、単機出力4,200k W程度、最大12基設置とするならば、合計50,400kWとなり、2段落目の22, 500kWを超えない範囲という記載と合わないのではないか。

(事務局)

文章の作り方としては、まず2段落目で総出力22,500kWを超えない範囲でと記載し、次の3段落目で単機出力4,200kW、最大12基と記載している。掛け算すれば50,400になるが、総出力22,500kWを超えない範囲で事業を行っていくという流れを、2段落目と3段落目の文章で作っている。

(委員)

しかし単純にこの文章を読むと、リプレース後は、4,200kWが12基になるから、22,500kWを超えているなと思ってしまうが。

(事務局)

確かに、ここだけ読むと単純にかければ超えるんじゃないかということになるので、例えば2段落目の「総出力22,500kWを超えない範囲で」という文章を、3段落目の2行目、「また」の後に入れて、「リプレース後の設備は出力を4,200kW程度とする計画であり、既存の設備に比べて大型化する。また、総出力22,500kWを超えない範囲で、既存設備と同じ位置に最大12基を設置する計画である。」という案を提案させていただく。

(委員)

その案でも同じになる。

総出力22,500kWを超えないというのは、どのような根拠からか。

(事務局)

22,500kWは、事業者が系統電力として契約している送電量の上限であり、その容量は超えられないというところから来ている。いくら大型の機械を設置しても、22,500kW以上は発電できないということを文章で表現している。

(委員)

そうだとすると作ってはいけないのではないか。4, 200kWが12基で、50, 400kWになるので。

(委員)

現在の系統連系の容量は22,500kWになっているが、将来的には系統連系容量が変わるかもしれないので、事業的には最大で想定しているのではないかと想像するが。

(委員)

今の委員からの説明であれば理解できるが、この文章だけではそれが分からない。確か に混乱するような文章になっているので、多少付け加えることが必要かと思うが。

(事務局)

検討する時間をいただきたい。

(委員)

資料2-2の騒音(3) ウについて、以前は「強風時(最大回転時)」という記載だったが、今回は強風時という記載を削除して「最大回転時」にしている。その理由が、風が強くなると回転にブレーキがかかって、それ以上は回転率が上がらなくなるからというような説明であった。ブレーキがかかってそれ以上回転率が上がらないというのは非常に稀なことか。それとも割と起こることか。同じ回転数でも、風当たりが強くなれば、騒音は酷くなると直感的には思うが、そのあたりの事情は考えなくていいのかということを伺いたい。

(事務局)

今の御意見は、風当たりが強くなった時の、風の音自体の影響についての話ということでよろしかったか。

(委員)

それであれば、そちらに絞った質問としたい。カッコを外して表現を変えたということは、回転数が同じだったら、風当たりが違っても騒音が同じだということを暗に断定しているかと思うが、それで大丈夫かという質問である。

(事務局)

今回は、あくまで設備から出る騒音の影響ということで記載しているので、限界を超える風が吹いているかどうかに関わらず、基本的には同じ影響であると考える。強風だからということではなく、最大回転となる条件ということで、紛らわしさを消すために、強風時という記載を消している。

(委員)

騒音は風車自体が発するわけではなく、風車と空気との摩擦で発せられると思うので、 その空気の状態がどうかによって、騒音は変わるのではないか。それを無視していいとい う話にはならないので、その理屈では通らないと思う。

(事務局)

風切り音そのものについては対象としているので、ここであえて強風時と記載しなくて も表現はできていると考え、重複した表現を避けている。

(委員)

風の強さが違っても回転数が同じなら、風車から発せられる騒音は同じであると考えているのか。

(事務局)

そのように考えている。

資料2-2の(1)全般的事項オについて、前回は既設の風力発電設備の撤去だけの記載だったが、今回は設備の設置によりという文言が入った。これはおそらく前回の委員会で、基本的には全く同じ場所に建てるつもりではあるが、環境の負荷が大きいことが評価結果で明らかになった場合には300m程度を超えない範囲で動かす可能性があり、その場合は既存のケーブルは撤去して新設するとの事業者からの回答であったことを受けているのであろう。そこで伺いたいが、文頭では「設備の撤去及び設置により」とあるが、そのあとの記載で「ケーブル等の付帯設備の撤去等」とあり、等でまとめた形にしているのが気になる。ここはもうはっきりと「撤去と新設」と記載すれば良いのではないかと思うが、いかがか。

(事務局)

前回の議論を踏まえて、撤去及び設置という文言を入れたが、我々の確認不足でその後 ろの言葉を変えていなかった。ご指摘のとおり「撤去及び新設」という形に修正させてい ただく。

(委員)

前文に「累積的な影響」という文言が入っているが、累積というと積み重なるようなイメージがあるので、もし「累積的」の文言を残すのであれば、他事業者の複数の風車に対して「間接的もしくは」を追加してはいかがか。

(事務局)

累積的という文言以外にも、事業によって色々な文言が使われている。重複という文言や、発電事業で使っているような重畳的という文言もある。基本的には同じだが、累積的という文言を採用している理由は、経済産業省や環境省が風力発電施設関係で使用しているマニュアルの中で複数の影響について述べるときに、この累積的という文言を使っているため、今回採用している。

(委員)

少し違和感がある。他の風車との影響を言っているので、「重畳」であればまだわか

る。

(事務局)

補足させていただく。累積的影響は、環境省のマニュアルの中に定義があり、複数の事業が並行して行われる場合の相加的、相乗的影響であると解説があるので、この言葉を使用している。

(委員)

今回の場合は、他事業者の風車が既に存在し、そこにリプレースした風車が設置されるいので、累積的より間接的という気がする。

(委員)

科学的な使い方とは違うので、相加的も相乗的も全部合わせて何か複数のインパクトが 重なることを、一般に累積的と使われているのではないか。

(委員)

了解した。

(委員)

現施設は、環境アセスメントを実施した施設か。

(事務局)

実施していない施設である。

(委員)

県の規則では、発電所の出力が10%以上増加しなければ、環境アセスメントには該当 しないということだが、今回は大きい施設にしたから該当したということか。

(事務局)

今回の事業は、撤去のうえの新設事業という扱いのためである。

要するに、現施設は環境アセスメントの対象ではなかったため、新設という意味か。

(事務局)

そのとおりである。現施設は環境アセスメントの対象ではなかったため、軽微な変更ではなくて新設扱いになる。

(委員)

先ほどの騒音の話だが、複数の音が重なった場合は、増加するだけではなく、騒音の波 が下がることはないか。

(事務局)

基本的には最大影響で考えている。

(委員)

了解した。

(委員)

それでは、いくつか修正等があると思うので、事務局の方から説明をお願いしたい。

(事務局)

1点目は委員から指摘のあった、前文の総出力22,500kWの部分と次の段落との関係について、事務局で検討した内容を2段落目から読み上げさせていただく。

「八木・銚子風力発電所について、既存の風力発電設備を全て撤去し、新たな設備を設置するリプレース事業である。リプレース後の設備は、単機出力を4,200kW程度とする計画であり、既存の設備に比べて大型化する。また、既存の設備と同じ位置に最大12基を設置し、総出力22,500kWを超えない範囲で運転する計画であるが」。2段落目の「総出力22,500kWを超えない範囲で」を消し、3段落目で「最大12基を設置し、総出力22,500kWを超えない範囲で運転する計画である」という表現を

提案させていただきたい。

(委員)

4, 200kWを12基設置するので、22, 500kWを超えるのは自明だが、これはどういう認識になるのか。

(事務局)

風力発電設備については、度々、故障や点検等のメンテナンスで止めることがある。事業者の説明によれば、現在の能力では、最大でも22,500kWをキープできないのが現状であるため、少し余力を持って施設を作りたいとのことであった。今回の場合、単純な計算ではオーバースペックになるが、実際は稼働停止を交代で繰り返すことによって、安定的に22,500kWの上限を出すというようなことを目指して、大きい設備で余力を持ったスペックとしたいとのことである。また、現状の市場では、風車の標準的な設備が4,200kWで、これをベースに考えていくということであった。22,500kWを超えない範囲の基数とすればよいのではないかという意見もあるかもしれないが、あまりにも基数を絞ってしまうと、稼働の停止があったときにバックアップがきかないため、基数については余裕を持たせたいとのことである。12基は最大基数であるが、これまでの稼働の実績から考えて、これぐらいの基数は、オーバースペックで設置を考えたということである。このため、このような事業計画になっていると承知している。

(委員)

了解した。あえて総出力を記載するという意味は何かあるのか。

(事務局)

4,200kWを最大12基とだけ書いてしまうと、22,500kWを超えてしまうので、事業規模の拡大なのかという話になる。事業規模は変えないということを説明するために、総出力を記載している。

(委員)

現状の施設と比べた場合、稼働率は変わるのか。

(事務局)

新施設の稼働としては、22, 500kWを超えない形で、どれかを止めてどれかを動かして調整することとなる。現状でも22, 500kWまで発電しない状況が多々あるとのことである。

(委員)

現状は、総出力が計算上、最大で22,500kWであり、実際の稼働では総出力がこれよりも下がる。一方で、新施設では、(総出力が計算上、最大で22,500kWを超えるものの、)実際の稼働では22,500kWを超えない範囲で運転することとなるが、これは事業規模の拡大ではないのか。

(事務局)

現状設置している施設が全て稼働すれば契約電力の最大の22,500kWは保てるため、事業拡大には当たらないと考える。

(委員)

総出力22,500kWを単機出力4,200kWで割ると、5.3基で良いことになる。今回はそれを12基作るわけであり、文章的に言ったら問題ないと思うが、委員が事業拡大と言われたように、なぜ5.3基で良いのに、12基もつくるのかという話になる。7基も止めることがあるのか。

(事務局)

そういうケースがあることも想定しての基数かと考える。

(委員)

壊れるということか。

(事務局)

壊れるだけでなく、計画的なメンテナンスもあるかと思う。

事業規模が拡大したら、何か問題があるのか。

(事務局)

そういったことはない。

(委員)

この部分については、少し説明を入れればいいのかなと思う。総出力22,500kW を単機出力4,200kW程度の風車12基で運用する計画であるが、設備の規模や配置等は未定とされているいった文言はどうか。最初に出力があって、バックアップとかメンテを含めて単機出力4,200kWの最大12基で当面運用するということで、その後もしかしたら、その総出力はあがるかもしれないと。

(事務局)

総出力が増加することは、今のところないと聞いている。

(委員)

既存のものを超えるとか超えないということは、ここで触れる必要がないのではないかと思う。前段で、撤去するリプレースの事業であるという説明があり、今回新たに設置する設備が単機出力4,200kWで最大12基であるという文章に続く。総出力を記載するのであれば、「運用上」という言葉を入れてほしい。「運用上の同時の総出力22,500kWを超えない範囲」でという文章ではどうか。

(委員)

事業特性として、この総出力の記載が必要である。

(委員)

県が考えているわけではなく、事業者が書いているとおり記載しているのではないか。

電力政策上、系統連系量がどうなるかはこの先分からないし、そもそも風力発電の安定 供給については、難しい課題を抱えている。おそらく事業者は、今後、系統連系量が増 え、もっと出力を増やしてよいとなった場合も考えて、最大の設置基数や出力を想定した 不確実な部分であるのではないか。

(委員)

最大総出力は22,500kW、単機出力は4,200kW、設置基数は12基ということが単に並んで記載されていれば違和感はないが、そこに超えるとか超えないとか記載があると何かあるのかなと思ってしまう。

(委員)

単純に並べてしまうと、総出力22,500kWを超えるかと思ってしまうので、設置はするけれども、運転はここまでということを事業特性として書くしかないのではないか。

(委員)

さきほど事務局が言ったように、「設置し、総出力22,500kWを超えない範囲で 運転する計画である。」とするか、文言を削除するかの2択しかない。

(委員)

瞬間最大出力、瞬間最大総出力22,500kWの計画と記載すれ良いのではないか。 同時に発電する量が22,500kWだと言いたいわけなので。「リプレース後の設備は 単機出力4,200kW程度、最大12基、瞬間最大総出力22,500kW程度の計画 である。ただし設備の規模や配置等の詳細は未定とされている」と。

(委員)

総出力22,500kWが変わった場合は、また新たにアセスメントするのか。

(事務局)

法令上は、10%の能力増で手続きになる。

(委員)

そうだとしたら、22,500kWという記載を残しておく必要がある。「最大12基を設置し、総出力22,500kWを超えない範囲で運転する計画である」で私は良いと思う。

(委員)

もう一方の修正箇所の説明をお願いしたい。

(事務局)

3の環境影響評価の項目手法の(1)全般的事項オについて、委員からご指摘いただきいた内容で修正させていただく。修正後の文章を読み上げると、「設備の撤去及び設置により、ケーブル等付帯設備の撤去及び新設工事が発生する場合には、これらの工事の区域も事業区域に加え、関連する環境影響評価項目を選定すること」である。

(委員)

銚子風力発電所のリプレース事業に係る答申に関しては、以上をもって、答申としたい と思うがよろしいか。

それでは、過半数を超える委員の賛成があったので、これをもって答申としたい。